# 令和3年第6回 唐津市農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和3年6月7日(月) 午後2時30分~午後4時
- 2. 開催場所 浜玉市民センター 1階会議室
- 3. 出席委員

1番	山崎正廣	2番	脇山久利	3番	袈裟丸一彦
4番	脇山祐治	5番	宮原敏久	6番	山添 明
7番	川添哲也	8番	三塩政廣	9番	内山敏彦
10番	阿蘇孝市	11番	井上順一	12番	伊藤富幸
13番	石川利恵	14番	峯 政敬	16番	峯 直子
17番	吉田 哲	18番	宮崎隆広	19番	阿部 太

- 4. 欠席委員
  - 15番 松本耕一
- 5. 議事日程
  - 議事録署名委員の指名
  - ・議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - ・議案第37号 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
  - ・議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - ・議案第39号 農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請に ついて
  - ・議案第40号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(集積計画ー 括方式)の決定について
  - ・議案第41号 空き家等に付随した特例農地の指定申請について

# 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 楢﨑 高志 農地係長 中田 賢治 農地係副主査 小林 康史 農地係副主査 槻木 昇平 振興係長 田中 恭子 振興係副主査 山﨑 友美 振興係職員 吉本 彰也 浜玉分室職員 前田 美穂 相知分室係長 藤田 直樹 北波多分室係長 岡本 順二 肥前分室職員 松本 一訓 鎮西分室職員 末武 拓也 呼子分室職員 荒金 知美 七山分室係長 阿賀野 忠司

#### 7. 審議の内容

事務局長

では定刻になりましたので、始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会に議席番号15番松本委員から会長宛てに欠席届が提出されておりますので報告いたします。本日の出席委員は、18名でございます。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶からお願いいたします。

山崎正廣会長 (議長) (会長の挨拶)

ただいまより令和3年第6回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の議事録署名人に議席番号11番井 上順一委員、議席番号12番伊藤富幸委員を指名いたします。 事務局長に諸般の報告をさせます。

事務局長

それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について10件、議案第37号農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について1件、議案第38号農地法第3条の規定による許可申請について10件、議案第39号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について22件、議案第40号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(集積計画一括方式)の決定について7件、議案第41号空き家等に付随した特例農地の指定申請について1件、計6議案51件でございます。以上、ご審議ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。なお、個人情報保護の観点から、 申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧いただきたいと思います。また、農地転用の案件で、立地基準と許可基準は、農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容につきましては、一覧表でご確認をお願いいたします。

議長

ただいま報告のとおり、今回の付議事項は、議案第36号から第41号までの6議案51件でございます。なお、傍聴の方は、自分の関係分が済めば、随時お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをしておきます。それでは、これより審議を行います。議案集1ページ、議案第36号農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の1ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑18筆、面積は合計6,648平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着

手する計画です。

行政関係の手続きについて、開発行為許可申請、埋蔵文化 財発掘、団地等造成、道路工事施工および占用許可申請、法 定外公共物(水路)改築申請、市有財産譲渡申請、土地改良 区用地払下げ申請、下水道工事関連の協議がなされています。 隣接農地等への影響ですが、最大1.13メートルの盛土、 1.5メートルの切土を行い、周囲には縁石およびコンク リートブロックを新設、東側市道からの出入口とする計画で す。排水について、雨水は敷地内に整備する新設道路側溝お よび横断暗渠を介して北側および東側水路へ放流する計画で す。汚水は、敷地内に新設する道路に埋設する排水管を介し て西側道路の公共下水道へ接続放流する計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意 見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。 許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長

地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いいたします。

腸山久利委員

はい。2番の脇山です。今事務局から詳しく説明していただきまして、場所は今図面を見てもらうとわかりますように、〇〇〇でして。昔の畑が荒廃して、担い手、〇〇さんもせんで、〇〇さんから、どやんかならんだろうかと前から話は聞いていたんですけど、入る道がなくて。今回こういうふうに

計画されまして、東部調査会で2日の日に調査していただき まして、問題はないんじゃないかなということでございまし て、皆様の審議のほどをよろしくお願いします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集2ページ、整理番号2番を議題と します。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の2ページ、整理番号2番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は、2,244平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、建売分譲住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の4ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、5ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関からの融資証明書が添付されています。転用については、令和3年8月に着手す

る計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、道路工事施工、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大50センチメートルの盛土を行い、西側は既存コンクリートブロックを利用し、東、北、南側は新設し、南側道路からの出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地中央に新設する道路側溝を介して北側水路へ流し、汚水は敷地内の道路に埋設する排水設備を介して南側市道の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意 見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項7番に該当します。 許可の基準は1番となっております。

整理番号2番について説明を終わります。

議長

地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いいたします。

脇山久利委員

はい。2番の脳山です。今この図面を見ますと、もう西側が住宅街、それとこの東側にちょっと農地が残っているここの周りはもう住宅になっとるんです。それで4日の日に東部調査会で調査をしていただきまして、問題はないんじゃないかなということです。皆様の審議のほどをよろしくお願いします。

議長

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

#### (举手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集2ページ、整理番号3番を議題と します。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号3番について説明します。申請者の住所、 氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田2筆、面積は合計で5,139平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、建売分譲住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の7ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、8ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、9ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関からの融資証明書が添付されています。転用については、令和3年8月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、道路工事施工、 開発行為許可、下水道工事関連の協議がなされております。 隣接農地等への影響ですが、最大60センチメートルの盛土 を行い、周囲はコンクリートブロックを新設し、北側道路を 出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する道路の側溝を介して南側水路へ流し、汚水は新設道路内に埋設する排水管を介して北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

区長、生産組合長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項7番に該当します。 許可の基準は1番となっております。

整理番号3番について説明を終わります。

議長

地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いいたします。

腸山久利委員

はい。2番の脇山です。これも前の案件のちょうど向かい側になるですね。もう周りが住宅街で、ここは荒廃してあって、4日の日に東部調査会で調査していただきまして、問題はないんじゃなかろうかということです。皆様の審議のほどよろしくお願いします。

議長

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集3ページ、整理番号4番を議題と します。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の3ページ、整理番号4番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は500平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、建売分譲住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の10ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、11ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、12ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、北側境界は既存コンクリートブロックを利用、西側は新設し、南側市道および西側県道より出入口とする計画です。排水について、雨水は南側および西側道路側溝へ流し、汚水も南側および西側の公共下水道へ接続放流する計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されて います。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項1番に該当します。

許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号4番について説明を終わります。

議長

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

吉田哲委員

17番吉田です。5日の日に現地調査をいたしまして、ここはもう今の説明どおり住宅に囲まれた土地でございまして、何も問題ないということでございました。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集3ページ、整理番号5番を議題と します。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

整理番号5番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は、529平方メートルです。現況は、休耕地の状況です。目的は、宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の13ペー

ジをご覧ください。隣接地の地目などについては、14ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、15ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大40センチメートルの盛土を行い、北側は既存擁壁およびコンクリートブロックを利用、区画内はコンクリートブロックを新設、南側も既存分を利用し、東側および西側道路からの出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する道路側溝を通って西側の道路側溝へ放流し、汚水も東および西側側溝の公共下水道へ接続放流する計画です。

行政連絡員および生産組合長から異議なしの意見書が添付 されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。 許可の基準は1番となっております。

整理番号5番について説明を終わります。

議長

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

吉田哲委員

17番吉田です。ここも住宅に囲まれた、取り残されたよ

うな農地でして、荒れておりました。皆さんも何も問題なか ろうということでございました。皆さんのご審議をよろしく お願いします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集4ページ、整理番号6番を議題と します。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の4ページ、整理番号6番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田12筆、畑7筆、面積は、合計で4,819平方メートルです。現況は、遊休地になっております。目的は残土処分場、一時転用です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の16ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、17ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、18ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書

が添付されています。転用については、令和3年8月に着手 する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、森林伐採届の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大 8.04メートルの盛土を行い整地し、法面保護を行い、西側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は北側水路を介して新設する沈砂池を通り、北側の既存排水桝に放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意 見書が添付されています。

立地基準ですが、農用地区域内農地の該当事項1番に該当 します。許可の基準は3番となっております。

整理番号6番について説明を終わります。

議長

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

峯直子委員

失礼します。16番峯でございます。5日の日に現地調査を行いまして、詳細は事務局よりご報告のあったとおりでございます。全員異議、問題ないということに至りました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。(三塩委員「はい。」) はい。三塩委員。

三塩政廣委員

8番三塩です。筆数がたくさんあるわけですが、一時転用 ということで3年間の残土処分地だと思いますけれども、整 地された後のことも計画の中に書いてあるんじゃないかと思 うんですが、農地に戻される計画なのかなというのがちょっと心配でしたのでお伺いします。また、これ1筆1筆戻すというのは大変だと思うんですけれども、どういう形で戻される計画があるのか、そんなのが事務局のほうで分かったら教えていただきたいと思います。

農地係長

はい。農地の復元確約書のほうが提出されていまして、配分まではちょっと聞いてないんですけれども、それぞれの地主さんのほうに戻されて、〇〇〇とか〇〇〇〇とかいろんな種類が書いてあったんですけど、戻った後は農地として使われる予定になっております。

三塩政廣委員

はい。わかりました。1つ心配はですね、最終的にこういう整地をされれば、売買が一番いいんじゃないかと思いますけどですね、そういうふうに感じましたので。というのは、過去にもそういう一時転用の所で、後が荒れたままだった所もあったようでございますので、そのへんが心配になったので、尋ねてみたところです。以上です。

議長

よろしいですか。はい。ほかにございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集5ページ、整理番号7番を議題と します。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の5ページ、整理番号7番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は22平方メートルです。現況は、宅地となっております。目的は、宅地拡張です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の19ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、20ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、21ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用について農地 法の許可が必要なことを知らずに、平成6年頃から住宅の敷 地の一部として利用されており、そのことについての始末書 が添付されています。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用、 西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は 自然地下浸透および越流分は北側水路へ放流する計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意 見書が添付されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。 許可の基準は16番となっており、土地の選定理由書が添付 されています。

整理番号7番について説明を終わります。

議長

地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いいたします。

峯政敬委員

はい。14番峯です。4日の日に南部調査会で確認を行ったところでございます。ちょうど20ページのほうに、一番わかりやすいかと思いますが、斜線で敷地内にわずかですが引いてあるけれども、その分が当初登記をしてなかったというようなことでございます。よく見てみますと、石が、積み方が若干出ているなということで感じたところでございますけれども、この中では別に問題ないかなと思っております。

(転用事情の詳細)…。そういうことで、この時追加で恐らく造成をされたものだろうと、このように考えております。 別に問題ないかと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

議長

ありがとうございました。ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集5ページ、整理番号8番を議題と します。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号8番について説明します。申請者の住所、

氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は、950平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、廃車置場および通路、店舗です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の22ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、23ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、24ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の残高証明書が添付されています。転用については、令和3年8月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大2.8メートルの盛土、30センチメートルの切土をして法面保護を行い、西および南側の畑への通路を確保し、北および西側に土水路を設置し、東側道路からの出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は土水路を介して西側の既存水路へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意 見書が添付されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。 許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が添付されています。 整理番号7番について説明を終わります。

議長

地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いいたします。

井上順一委員

はい。11番井上でございます。6月3日に現地調査を行いました。特に問題となる意見も出ませんでした。ひとつ慎重審議の上、ご承認をお願い申し上げます。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集6ページ、整理番号9番を議題と します。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の6ページ、整理番号9番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑4筆、面積は合計で2,306平方メートルです。現況は、野菜畑となっております。目的は、養鶏場です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の25ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、26ページの字図をご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、 東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は 敷地内の既存貯水池を介して隣接地にて地下浸透させる計画 で、排水承諾書が添付されています。ふん尿は堆肥化して圃 場散布させる計画です。

隣接農地所有者、区長および生産組合長から異議なしの意 見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。 許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号9番について説明を終わります。

議長

地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いいたします。

袈裟丸一彦委員

3番袈裟丸です。ここは私も○○におりまして初めて行きました。というのは、周りに住宅や人家がないんですよ。集落からも、ちょっと離れております。この字図を見ますと、今度の申請地の上に宅地というのがありますが、ここは既に養鶏場です。今、養鶏場がこの上の方に何段も重なってあります。とにかく広い養鶏場です。4日の日に西部調査会で現

地を確認してもらいました。皆さんから特別異議等はありませんでした。皆さん方の審議をよろしくお願いいたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。次に議案集6ページ、整理番号10番を議題 とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号10番について説明します。申請者の住所、 氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑3筆、面積は合計で969平方メートルです。 現況は、休耕地となっております。目的は、太陽光発電設備です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の28ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、29ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、30ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用、周囲にはフェンスを設置して、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで、自然地下浸透および越流分は隣接太陽光発電設備の排水路へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、区長および生産組合長から異議なしの意 見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。 許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号10番について説明を終わります。

議長

地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いいたします。

袈裟丸一彦委員

はい。3番袈裟丸です。ここは1年ほど前に、この周辺が申請地で出ました。それで許可済みとなっておりまして、今回行ってみますと、もうそこには太陽光発電施設が設置されておりました。それに囲まれたような今回の申請地であります。4日の日に現地を確認いたしました。皆さん方から特別意見等もありませんでした。皆さん方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入り

ます。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

## (挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集7ページ、議案第37号農地法第4条および第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の7ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は合計で123平方メートルです。現況は、通路の状況になっております。目的は、進入路です。一部所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の31ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、32ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、33ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、当該地については 農地法の許可がいることを知らず、平成8年頃から進入路用 地に利用されており、これについての始末書が添付されてい ます。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、南側道路からの出入口とする計画です。排水について、雨水のみで、自然地下浸透および越流分は隣接する自己所有

地で地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。 許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長

地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いいたします。

袈裟丸一彦委員

はい。3番袈裟丸です。この地域は、昔は農家ではありませんでしたが、戦後からこの辺は小さな畑に○とか○を作っておられました。そして道路等は、農道はありませんでした。あっても畑の間を通って行く里道ぐらいなものでありまして、耕運機の前だけが通る幅ぐらいしかありませんでした。それで今現状は、全部荒れてしまっております。今は山林といいますか、ちょっと畑だったとは今の人ではわからないと思っております。その中に家が1軒できまして、その当時から周りが荒れておりましたので、里道と一緒に車で通っていたような状況でありました。今回、申請をせにやいかんということがわかりまして、申請が出ているわけでございます。4日の日に西部調査会で現地を確認してもらいましたが、別に意見等は出ませんでした。皆さん方の審議をよろしくお願いいたします。

議長| ほかに質疑や異議はございませんか。

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

#### (举手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集8ページ、議案第38号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。整理番号1番から、議案集9ページ整理番号10番までの10件について、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

### (異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

#### 農地係長

はい。議案書8ページから9ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件のみで、合計で10件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書1ページから5ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それでは、もう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいた します。

### 【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

# (挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。それではここでしばらく休憩をとりたいと思います。約10分間の休憩でございます。15時40分に再開をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

15時30分 休憩

15時40分 再開

~~~~~

議長

皆さんお揃いでございますので、再開をいたしたいと思います。議案集10ページ、議案第39号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について(利用権)を議題といたします。整理番号1番から整理番号2番の2件につきましては、議席番号4番脇山祐治委員が関与するため、議事参与制限に該当しますので、よって脇山委員の退席を求めます。

#### 【脇山委員退席】

この2件につきましては一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。それでは説明します。農業経営基盤強化促進法第 15条第1項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権 設定等促進事業の実施が必要と認められたので、市長に対し 要請をするものです。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農 地および設定する利用権の内容等については、議案書に記載 のとおりです。権利の種類は、すべて賃借権の設定です。面 積は、4,789平方メートルです。計画要請の内容は、農 業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしてい ると考えます。具体的には、地域の担い手である、農地を全 部効率的に利用できる、農業に常時従事するというものです。 以上で説明を終わります。

議長

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を いたしました。ここで脇山委員の入室を許可します。

#### 【脇山委員入室】

脇山委員にお知らせします。議案集10ページ、整理番号

1番から整理番号2番までの2件につきましては、原案どおり可決をいたしましたので、お知らせいたします。それでは議案集10ページ、整理番号3番から議案集14ページ、整理番号22番までの20件につきましては、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

説明の前に議案の訂正をお願いいたします。訂正箇所は全部で4か所ございます。(訂正内容の詳細)…申し訳ございませんが、訂正をよろしくお願いいたします。

それでは説明をいたします。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、すべて賃借権の設定です。面積は、68,568平方メートルです。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

訂正等ございましたけれども、それではもう一度議案にお 目通し、ご確認をお願いいたします。

#### 【議案確認】

皆さんお目通しできたでしょうか。それでは本案につきま して、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入り

ます。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

#### (挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集15ページ、議案第40号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(集積計画一括方式)の決定について(利用権)を議題といたします。整理番号1番から議案集17ページの整理番号7番までの7件につきましては、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

### (異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議といたします。それでは事務局 に概要を説明させます。

振興係長

それでは説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より依頼のあった農用地利用集積計画(集積計画一括方式)の決定について回答するものです。また、この農地中間管理機構が同時に権利の設定等を行う集積計画一括方式では、農用地配分計画によらず、受け手に権利の設定がなされます。これは、農地中間管理事業の推進に関する法律の5年後見直しにおいて、農用地の出し手と受け手の調整が整っている案件については、市の集積計画のみで手続きが完了する仕組みとなったものです。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等につきましては、議案書記載のとおりです。権利の種類は、賃借

権の設定が6件、使用貸借権の設定が1件です。面積は、合計で22,104平方メートルです。計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それでは、もう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいた します。

#### 【議案確認】

本案につきまして、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

# (挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集18ページ、議案第41号空き家等に付随した特例農地の指定申請について整理番号1番を議題といたします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。それでは説明します。議案書の18ページをご覧ください。農地法第3条では、5,000平方メートル以上耕作しないと農地を取得することができないと決まっています。しかし、唐津市農業委員会では、空き家バンクに登録されている空き家に付随した農地については、下限面積を1平方メートルまで下げるようにしておりますので、農家の方でなくても、空き家に付いた農地を買うことができます。対象

となる農地の基準として、空き家に付随した農地であること、 その農地が遊休農地であるか、または将来的に遊休農地にな る可能性があるかという条件をつけております。

整理番号1番、農地は唐津市〇にある畑2筆、225平方メートル、申請地の位置については、資料図をご覧ください。 農地は空き家から約50メートルの所にあり、距離で1分とかからないので、容易に耕作できる距離にあります。現に耕作されておらず、過去3年以上は農作物の作付けが行なわれていない農地になります。6月1日火曜日に、担当地区委員および事務局員で現地を確認しています。空き家バンクについては、令和3年5月7日に登録されています。このことから判定基準のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明につきまして、質疑や異議はございませんか。(阿部委員「すみません。」)はい。阿部委員。

阿部太委員

19番阿部です。付随する農地が空き家から50メートル ほどということだったんですが、この農地との距離というの は、規定か何かあるんでしょうか。

農地係·槻木

お答えします。規定は容易に耕作できる距離としていますが、その明確な距離、例えば何メートルというのは規定していません。地元の農業委員、農地最適化推進委員に確認をしていただいて、現地確認での判断になってきます。

阿部太委員

はい。わかりました。

議長 よろしいですか。はい。ほかに質疑や異議はございません

か。

# (異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、 挙手をお願いいたします。

### (挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。以上をもちまして、議案第36号10件、議案第37号1件、議案第38号10件、議案第39号22件、議案第40号7件、議案第41号1件、計6議案51件は、いずれも原案どおり可決をいたしました。長時間のご審議誠にありがとうございました。